

地震編（非木造）

調査票記入の手引き

（１）通常の地震被害により損傷した住家

１）第１次調査票

i) 調査票記入にあたっての留意事項

- 1) 黒地に白抜き数字の項目が現場で調査する項目です。「判定へ」等の指示がない限り、１から順番に全ての項目についての調査を実施します。
- 2) 白地の項目（調査日、調査員名、所在地、世帯主等）は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。

ii) 調査項目部分の記入

- 3) 「２．住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックをいれます。
- 4) 「３．配置状況」は、これから判定しようとしている住家の範囲（居住の用に供されていると推定される部分）が分かるように記入して下さい。建物の外形を詳細に再現する必要はありません。

※判定する住家の範囲を確定した段階で、当該住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真を撮影し記録しておいてください。

- 5) 「４．応急危険度判定」については、当該住家の応急危険度判定の調査表やステッカーに記載されている結果を参照に危険、要注意、調査済、不明のいずれかに○をつけてください。また、応急危険度判定調査表やステッカーに記載されている傾斜、コメント等を転記してください。あわせて、ステッカーの写真を撮影しても良いでしょう。
- 6) 「５．外観」は該当する場合はチェックをし、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 7) 「６．傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは 120cm としています。
- 8) 「７．傾斜確認」は、「傾斜の平均値が 4 cm（下げ振り 120cm の場合）以上」又は「（基礎ぐいを用いる住家について）傾斜の平均値が 2 cm（下げ振り 120cm の場合）以上 4 cm 未満かつ最大沈下量又は最大露出量 30cm 以上」のいずれかに該当する場合は、該当する項目にチェックを入れ、矢印に従って判定に進み、「全壊」にチェックを入れて終了です。
- 9) 「８．柱・梁の確認」は外観目視により柱又は梁を確認できる場合は「ア」に、柱及び梁を確認できない場合は「イ」にチェックをし、それぞれ矢印に従って部位ごとの判定を行います。「ア」と「イ」で調査部位が異なるので注意してください。
- 10) 「９．柱（又は梁）」～「11．雑壁・仕上等」は、損傷程度毎に該当する損傷面積率

の列の値（損害割合）に○印をつけてください。その際、面積率の合計は100%を超えないようにしてください。面積率について、20%刻みで判定しづらいものについては、同一の損傷程度で複数の面積率の列の値に○をつけても構いません。（「～10%」の列の値とその他の何れかの面積率の列の値に○をつけることにより、10%刻みで判定することができます）

※ただし、「9. 柱（又は梁）」では柱、梁についてそれぞれ調査を行い、損害割合の大きい方の値を採用します。具体的には、損傷程度毎に該当する損傷面積率の列の値（損害割合）に、柱は○印、梁は✓印等、異なる印をつけ、それぞれ合計値を「計」欄に記入し、最終的に損害割合が大きい方の部位の合計値およびその損傷程度毎に該当する損傷面積率の列の値（損害割合）を○印で囲む等の方法が考えられます。

- 11) なお「9. 柱又は梁」における損害割合の合計が45%以上（損傷率75%以上）となった場合、「判定」に進み、「全壊」にチェックを入れて終了です。
- 12) 「12. 設備等」について、高架水槽・受水槽、外部階段等の外部から目視できる設備について、損傷の状況及び損害割合を記入します。損害割合は15%の範囲内で適宜判断します。

※配線・配管等、外部から目視できない設備は、設備等に含まれていないことに留意してください。

- 13) 「12. 設備等」で調査終了です。「損害割合算出表」に従って計算し判定します。

iii) 損害割合算出表の記入

- 14) 「8. 柱・梁の確認」にて「ア. 外観目視により柱又は梁を確認できる場合」又は「イ. 外観目視により柱及び梁を確認できない場合」のいずれを選んだかを確認してください。

■「ア 外観目視により柱又は梁を確認できる場合」を選択した場合

- 15) 「ア」の傾斜無の表において、「9. 柱（又は梁）」と「11. 雑壁・仕上等」と「12. 設備等」それぞれで○をつけた値の合計値を対応する欄に記入し、合計値を「あ」に記入してください。「6. 傾斜」の平均値が2cm未満の場合は、「あ」が住家の損害割合となります。

※「9」などの番号は、上の黒地に白抜き数字と合致しています。

- 16) 「6. 傾斜」の平均値が2cm以上の場合は、傾斜有の欄にも記入してください。「11. 雑壁・仕上等」と「12. 設備等」に20%を加えた値が損害割合「い」となります。「あ」と「い」の大きい方の値が住家の損害割合となります。

- ### ■「イ 外観目視により柱及び梁を確認できない場合」を選択した場合
- 15) 「イ」の傾斜無の表において、「10. 外壁」と「12. 設備等」それぞれで○をつけた値の合計値を対応する欄に記入し、合計値を「う」に記入してください。「6. 傾斜」の平均値が2cm

m未満の場合は、「う」が住家の損害割合となります。

※「10」などの番号は、上の黒地に白抜き数字と合致しています。

- 16) 「6. 傾斜」が2cm以上であった場合のみ、傾斜有の欄を使用します。「12. 設備等」に20%を加えた値が損害割合「え」となります。「う」と「え」の大きい方の値が住家の損害割合となります。
- 17) 「判定」の欄に損害割合を記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

2) 第2次調査票

i) 調査票記入にあたっての留意事項

- 1) 黒地に白抜き数字の項目が現場で調査する項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に全ての項目についての調査を実施します。
- 2) 白地の項目（調査日、調査員名、所在地、世帯主等）は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。

ii) 調査項目部分の記入

- 3) 「2. 住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックをいれます。
- 4) 「3. 外観」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従つて判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 5) 「4. 傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは120cmとしています。
- 6) 「5. 傾斜確認」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従つて判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 7) 「6（平面図）」では、判定する世帯の住家の平面図を記入します。平面図は「8. 外部仕上・雑壁・屋根」～「14. 設備等（住家外）」において各部位の損傷箇所と損傷程度を記載し、被害の面積比率を判断するために利用しますので、各階の間取り図がわかるように記載します。
- 8) 「7. 構造の確認」で、当該住家の構造方法を確認し、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造のいずれかにチェックをします。それぞれの指示に従つて、柱・耐力壁・外部仕上のいずれかで調査します。

■鉄骨造の場合

※鉄骨造の場合で、柱が見える場合は柱の本数で損傷率を判断します。

柱が見えない場合は、耐力壁のブレース数で損傷率を判断します（この場合損傷程度は程度Ⅲまでとなります）。

さらに耐力壁も確認できない場合は、外部仕上の面積率で損傷率を判断します（この場合損傷程度は程度Ⅲまでとなります）。

■鉄筋コンクリート造の場合

※ラーメン構造の場合、柱の本数率で損傷率を判断します。

※壁式構造の場合、耐力壁の面積率で損傷率を判断します。

- 9) 「8. 外部仕上・雑壁・屋根」～「11. 柱（又は耐力壁）」及び「13. 建具」について、損傷程度毎に該当する損傷面積率の列の値（損害割合）に○印をつけてください。その際、面積率の合計は100%を超えないようにしてください。面積率について、20%刻み

で判定しづらいものについては、同一の損傷程度で複数の面積率の列の値に○をつけても構いません。（「～10%」の列の値とその他のいずれかの面積率の列の値に○をつけることにより、10%刻みで判定することができます）

各部位毎に、どの部分にどの程度の被害があったかについては、後から確認することができるよう、「7）」で作成した平面図に書き込んでください。

※「10. 床・梁」は、床、梁について、それぞれ調査を行ってください。

「11. 柱（又は耐力壁）」について、損害割合が38%以上となった場合、「判定」に進み、「全壊」にチェックを入れて終了です。

- 10) 損傷程度と面積率の表が一つですので、例えば、床は該当する欄の数字の左に○印、梁は該当する欄の右に✓印とする等、別々に合計できるよう工夫してください。
床・梁のどの部分にどの程度の被害があったかについては、後から確認することができるよう、「7）」で作成した平面図に書き込んでください。
なお、梁の損害割合が8%以上となった場合、「判定」に進み、「全壊」にチェックを入れて終了です。
- 11) 「12. 設備等（住家内）」について、台所、浴室は該当する損傷の状況に○印をつけ、損害割合の欄に該当する損傷割合を記載します。その他の欄は、浴室及び台所以外の水廻りの衛生設備等について被害があった場合に適宜、利用してください。
- 12) 「14. 設備等（住家外）」について、高架水槽・受水槽、外部階段等の外部から目視できる設備について、損傷の状況及び損害割合を記入します。損害割合は5%の範囲内で判断します。

※配線・配管等、外部から目視できない設備は、設備等に含まれていないことに留意してください。

- 13) 「14. 設備等（住家外）」で調査終了です。「損害割合算出表」に従って計算し、判定します。

iii) 損害割合算出表の記入

- 14) 傾斜無の表において、「8. 外部仕上・雑壁・屋根」～「14. 設備等（住家内）」のそれぞれで○をつけた値の合計値を対応する欄に記入し、合計値を「あ」に記入してください。「4. 傾斜」の平均値が2 cm 未満の場合は、「あ」が住家の損害割合となります。

※「8」などの番号は、上の黒地に白抜き数字と合致しています。○をつけた値を該当する欄に記入してください。

- 15) 「10. 床・梁」は、「床計」、「梁計」のうち、大きい方を記載します。
- 16) 「4. 傾斜」が2 cm以上であった場合のみ、傾斜有の欄を使用します。「8. 外部

- 仕上・雑壁・屋根」、「9. 内部仕上・天井」、「12. 設備等（住家内）」、「13. 建具」、「14. 設備等（住家外）」の損害割合の和に、傾斜の 20%を加えた値が損害割合「い」となります。「あ」と「い」の大きい方の値を住家の損害割合として採用します。
- 17) 「判定」の欄に損害割合を記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。